

毒物劇物（一般・農業用品目・特定品目）販売業登録申請

○毒物劇物販売業登録申請に必要な書類は次のとおり。

- ①登録申請書（毒物及び劇物取締法施行規則第2号様式）
- ②付近の見取り図
（同一フロアに複数の店舗等がある場合には当該フロア全体の配置図も併せて添付）
- ③店舗の平面図
- ④毒物劇物貯蔵設備の概要図
- ⑤法人にあつては登記事項証明書
- ⑥毒物劇物取扱責任者設置届

これらの書類は省略できる場合があります。

○毒物劇物オーダー販売業登録申請に必要な書類は次のとおり。

- ①登録申請書（毒物及び劇物取締法施行規則第2号様式）
- ②付近の見取り図
（同一フロアに複数の店舗等がある場合には当該フロア全体の配置図）
- ③申請者が法人の場合は登記事項証明書

これらの書類は省略できる場合があります。

（提出部数及び手数料）

令和2年4月1日現在

提出先	提出部数	手数料
保健所	1部	14,700円（現金）

1, 毒物劇物販売業登録申請書の記載上の留意点は次のとおり。

- (1) 一般販売業、農業用品目販売業、特定品目販売業のいずれか該当するものを○で囲むこと。
- (2) 店舗の名称は、他の許可業種(例えば薬局等)がある場合は、その名称と同じ名称を記載すること。
- (3) 所在地は、住居表示のとおり記入し、ビル等の場合には、「○○ビル△階」等詳しく記入すること。
- (4) 備考欄の記載について。
 - ア) 薬局開設、医薬品販売業の許可あるいは毒物劇物製造(輸入)業の登録を既に受けている場合は、その旨及びその許可(登録)番号及び許可(登録)年月日を記入すること。また、申請中の場合は、その旨を記入すること。
 - イ) 毒物劇物を直接取り扱う場合は、有に○印をつけ、保管設備の状況について、施設の有無を記載すること。
 - ウ) 毒物劇物を直接取り扱わない場合は、無(オーダー)に○印をつけること。
- (5) 申請者の住所は、個人の場合は現住所、法人の場合は登記事項証明書に記載された本店の所在地を記入すること。
- (6) 申請者の氏名は、法人の場合は登記された法人名及び代表者職・氏名を記入すること。

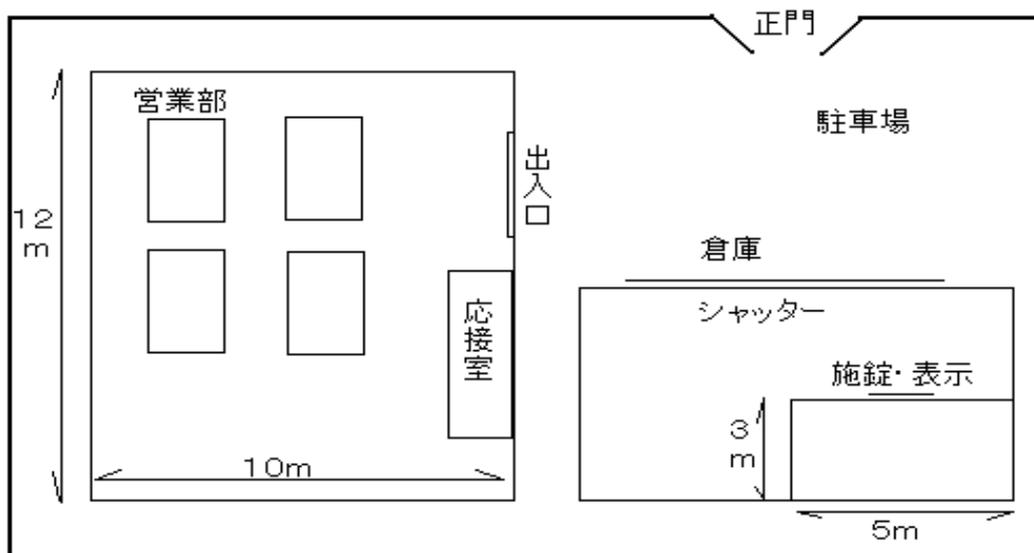
2, 店舗の平面図

- (1) 定規等を用いて縮尺で正確に作成すること。
- (2) 出入口、通路を明確に記載すること。
- (3) 毒物劇物保管場所を明確に記載すること。

なお、薬局又は一般販売業(卸売一般販売業も含む)との兼業の場合、調剤室内には毒物劇物保管場所を設置しないこと。

【店舗の平面図記載例】

◆◆化学



3, 毒物劇物の保管場所の概要図

床、壁の材質、施錠、表示について明確に記載すること。

なお、入り口が数箇所ある場合は各々の施錠・表示箇所を図示すること。

4, その他の添付書類の留意点

(1) 法人の登記事項証明書

発行後6ヶ月以内のものであること。